

■第四次一般事業主行動計画期間延長について

2016年2月26日 人事部

次世代育成支援推進対策法に基づく、第四次行動計画について、2014年3月1日より取組をおこなって参りましたが、法改正により新たに新設された特例制度である「プラチナくるみん」認定取得を目指す為、行動計画期間を延長致します。

当初計画期間:2014年3月1日～2016年2月28日 → 変更後:2014年3月1日～2016年3月31日

	13年度下期	14年度上期	14年度上期	15年度上期	15年度下期
<p>計画1:育児休業の有給化</p> <p><<目的>> 男女ともに当たり前に育児休業を取得できる環境をつくる</p> <p><<内容>> ・同一の子に対する初回の育児休業において、はじめの2日間賃金を支給する ・はじめの2日間と連続する最大8日間は積立休暇(リリーフポイント)使用により賃金を支給する</p>	<p>規程改定・ 周知期間</p>	<p>実行期間</p>			<p>プラチナくるみん 認定取得に向けて の追加行動期間</p>
<p>計画2:パパ・ママミーティング実施</p> <p><<目的>> 育児休業からの復帰に当たっての不安解消を図る 育児休業中の従業員に対し、情報交換の場を提供する</p> <p><<内容(例)>> ・復帰後の諸制度(短時間勤務制度等)の説明 ・先輩社員の講話・ディスカッション ・所属長との面談</p>					

以上